広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十号

広島県税条例の一部を改正する条例

附則第十六条第五項から第七項まで及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

- 二十年五月三十一日」に改める。
- 附 則
- この条例は、平成二十年四月一日から施行する。